

公募要領

令和 7年 7月 18日

地方独立行政法人堺市立病院機構
理事長 木村 正

地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）における下記案件に係る公募型見積合せを実施するため、法人契約規程第22条の規定に基づき、次のとおり公告する。

件名		堺市立総合医療センター 入院のご案内			
仕様書		添付仕様書のとおり			
納入場所		堺市立総合医療センター 管理課			
納入期限		令和 7 年 9 月 10 日			
公募期間	(自)	公告日		から	
	(至)	令和 7 年 7 月 28 日		まで	
参加要件等		「堺市立病院機構における公募型見積合わせについて」に記載のとおり 掲載URL： https://www.sakai-city-hospital.jp/about/mechanism/bid/regulations/files/koubogatamitsumoriawase2023.pdf			
見積書提出先		koubo@sakai-hospital.jp			
契約担当部署		法人本部 法人事務局 管理課			
		担当者名	野岳	問合先	072-272-9958

仕 様 書

1. 品名
堺市立総合医療センター 入院のご案内
2. 基本仕様
 - ①仕様：A4 サイズ 中綴じ 全頁カラー
(一部切り取りミシンモノクロ (3 枚程度) あり)
 - ②材質：表紙・裏表紙 マットコート 135 キロ
中 マットコート 90 キロ
3. 業務範囲
イラストレーション作成、レイアウト、病院作成文章の補正、カンパ作成、データ作成など、印刷原稿の PDF 化・テキストデータ化の制作から印刷物納品までの必要なすべての作業
4. 成果物
 - 1) パンフレット 7,000 冊
 - 2) 文書データ等を CD-R などの電子媒体 1 枚にまとめて保存したもの。
 - ・印刷用に加工したデータ
 - ・テキストデータ (病院で加工可能な word 等のデータで納品)
 - ・写真
 - ・画像
5. 納品期限
令和 7 年 9 月 10 日
6. 納品場所
堺市立総合医療センター 管理課
7. その他
 - ・現行品の加工可能データは、契約事業者へ別途提供します。
 - ・成果物の著作権は病院に帰属すること。
 - ・受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
 - ・本業務仕様書に定めのない事項については、堺市立総合医療センターと協議により決定するものとする。

2025 年度 入院のご案内 修正リスト

No.	ページ	修正前	修正後
①	4	「簡易保管箱」	「簡易保管箱（W 約 13 cm×H 約 8 cm×D 約 27 cm）」
②	4	日用品リストに文言追加	□マスク 1 枚/日
③	4	「健康保険証・医療証」	「マイナンバーカード・健康保険証・医療証」
④	5	賠償を求める場合があります（句点抜け）	賠償を求める場合があります。
⑤	5	携帯電話、スマートフォンの使用について	削除
⑥	5	電化製品の持ち込み	削除
⑦	8	お名前をフルネーム	フルネームのお名前と生年月日
⑧	9	（ご家族用カード利用時間 8：00～20：00）	削除
⑨	9	「ユーザ ID・パスワード：sakaihpnet」	削除
⑩	10	平日 一般病棟「14:00～20:00」	平日 一般病棟「14:00～17:00」
⑪	10	土日祝 一般病棟「12:00～20:00」	土日祝 一般病棟「14:00～17:00」

⑫	10	土日「13:00~15:00、18:00~20:00」	平日「13:00~15:00」
⑬	10	土日「13:00~15:00、18:00~20:00」	土日祝「14:00~15:00」
⑭	10		QRコード追加
⑮	12	文言追加	文言追加
⑯	12	表削除→文言追加	※申請については各保険者にお問い合わせください。
⑰	14	文言追加	「医療安全に関すること」
⑱	15	☎マーク	☎マーク削除
⑲	15	☎マーク	☎マーク削除
⑳	16	☎公衆電話	☎公衆電話（7～9F）
㉑	16	☎マーク	☎マーク削除
㉒	16	☎マーク	☎マーク削除
㉓	17	「連帯保証人は、患者が負担する入院料・その他費用について、保証上限額の範囲内で保証する。」	「連帯保証人は、この度の入院申込に係る患者に対する診療により生じる債務の元本、違約金、損害賠償その他の債務に従たる全ての債務について、「保証上限額（極度額）」欄記載の金額を限度として、患者又は申込者と連帯して保証します。」
㉔	17	「保証上限額」	「保証上限額（極度額）」

※別途お渡します

※別途資料参照

貴重品・現金等の管理について

- 貴重品及び現金の保管には病室に設置しております簡易保管箱をご利用ください。
※補聴器や義歯、電子機器等については、紛失することが多いため、ご注意ください。
- 多額の現金・貴重品はお持ちにならないでください。
- 盗難・紛失・破損に関しましては、一切の責任を負いかねます。

①文言追加↓

(W約13cm×H約8cm×D約27cm)

日用品

- 洗面用具
歯ブラシ・歯磨き粉・石鹸・シャンプー・リンス・
くし・電気シェーバー又はひげそり
- 食器類
箸・スプーン・コップ(プラスチックなどの割れにくい物)・
水筒・吸いのみ(必要時)

- 入れ歯・入れ歯ケース
- めがね・めがねケース
- ティッシュペーパー
- かかとのある滑りにくい靴
※スリッパやサンダルは転びやすく
大変危険ですので、ご注意ください。
履き慣れた滑りにくい靴をご準備ください。

②文言追加↓

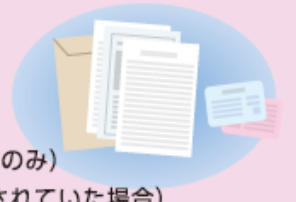
□ マスク1枚/日

③文言追加↓

マイナンバーカード(1番目に追記)

書類

- 入院のご案内(本パンフレット)
- 診察券
- 健康保険証・医療証等
- 入院申込書 兼 誓約書(17ページ参照)
- 同意書・入院情報提供書(事前に配布されている方のみ)
- 退院証明書(過去3か月以内に他医療機関に入院されていた場合)



器物破損

医療機器や備品の汚染・
破損行為
※賠償を求める場合があります

④句点追加↓

。

携帯電話、スマートフォンの
使用について

所定場所以外での通話は禁止となっており
ます。

通話
可能
場所

デイルーム・特別室・個室
・22:00～6:00までは火災
発生等予防のため充電を禁止
いたします。

⑤削除

電化製品の持込

(電動カートを含む)電化製品の持込

⑥削除

※但し、以下の電化製品は持込可能です。

- ノートパソコン ●ポータブルDVD
プレイヤー ●ポータブルゲーム機
- 携帯電話の充電器 ●電気シェーバー

⑦文言変更↓

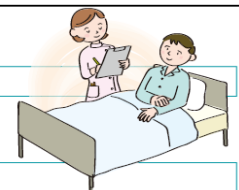
フルネームのお名前と生年月日

③ 医療事故防止

患者誤認防止について

- お名前をフルネームで、何度も確認させていただきます。
- リストバンドの装着をしていただきます。

観察カメラについて



⑤ セキュリティ

- 当院は入院患者さんの安全を最優先に考え、すべての病棟において指定された時間は病棟入口を施錠しています。

<セキュリティカード>

- 入院患者さん用のセキュリティカードを入院時にお渡しいたしますので、院内を移動される際は必ず携帯してください。

【利用可能時間】6:00～22:00

※一般病棟(救命病棟・救命ICU/集中治療センター除く)では面会時間
(平日14:00～20:00/休日12:00～20:00)のみ病棟入口の施錠は解除しています。

⑧文言削除↓

ご家族用カード利用時間8:00～20:00

- ※カードを紛失・破損された場合は一枚 2,500円(税込)をお支払いいただきます。
- ※必要時のみご家族用カードをお渡しいたします。(ご家族用カード利用時間 8:00～20:00)
- ※感染等の状況により利用できない場合があります。

7 Wi-Fi

■ 当院では、スマートフォン・タブレット端末・パソコンなどの無線LANインターネットに接続できる端末にインターネット接続が可能となるWi-Fi環境を整備しています。

SSID: SAKAI_WIFI_FREE ユーザーID・パスワード: sakaihpnet

⑨文言削除↓

ユーザーID・パスワード: sakaihpnet

10ページ

1 面会について

【一般病棟】 平日 14:00～~~20:00~~ 土日祝 ~~12:00～20:00~~
【31救命病棟・救命ICU / 32集中治療センター】

全日 ~~13:00～15:00 18:00～20:00~~

※面会時間以外、面会できませんのでご注意ください。感染等の状況により、面会及びホームページなど

面会の方は、病棟にて面会

⑩文言変更↓

17:00

⑪文言変更↓

14:00～17:00

⑭QRコード貼り付ける



⑫文言変更↓

平日 13:00～15:00

⑬文言変更↓

土日祝 14:00～15:00

12ページ

入院費用について

③ 限度額適用認定証の申請について

- 入院費の支払いが高額になる場合、申請を行うことにより入院費用を一定金額までの支払いで済ませることができます。(月ごとの自己負担限度額となります)
- 自己負担限度額は所得区分によって異なります。詳しくは加入されている健康保険の窓口にお問い合わせください。
- ※食事療養費・室料差額・その他実費は別途徴収いたします。

申請方法

各市区町村の国民健康保険窓口・全国健康保険協会支部・健康保険組合にて、用意されている申請用紙に必要事項を記入し、申請手続きを行ってください。「限度額適用認定証」が発行されます。

※当院で申請(代行申請を含む)を行うことはできません。



【保険】	【申請場所】	【必要なもの】
① 国民健康保険	各市区町村の国民健康保険窓口 ※都市の方は、各区役所 保険年金課へ。 ※保険料滞りが条件に取ります。	健康保険証 印
② 協会けんぽ	事業所所在地の全国健康保険協会支部	健康保険証 印
③ 組合健康保険 (各健康保険組合)	職場または各保険組合に お問い合わせください。	

- 限度額適用認定証は原則、事前申請となりますので、入院時に限度額適用認定証をご提示ください。
- 申請した月の1日から有効となりますのでご注意ください。
- 限度額適用認定証が発行されましたら、1階 病室 保険証確認窓口へ必ずご提示ください。
- 申請をせずに入院費を支払われた方は、自己負担限度額を超えている場合がありますので、上記一覧表の各窓口にて払い戻し手続きをお願いいたします。
- 医療機関別となりますので、他病院の診療費は該当しません。
- 非課税世帯の場合、非課税証明書が必要となる場合があります。
- 上記限度額の対象とならない場合もありますので、上記一覧表の各窓口にお問い合わせください。
- 70歳以上の方は申請する必要はありません。ただし、現役並み所得者及び非課税世帯の場合、手続きが必要のため、事前に上記一覧表の各窓口にお問い合わせください。

入院費用について

3 限度額認定証について

① マイナ保険証をご利用いただけます

- マイナンバーカードで保険登録または、オンライン資格確認をご利用いただくと、限度額認定証が無くても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

ご利用の際は1階3番保険証確認窓口へお声がけください。

② 限度額認定証の申請について (①を利用)

- 入院費の支払いが高額になる場合、申請を行うことにより入院費用を一定金額までの支払いで済ませることができます。(月ごとの自己負担限度額となります)
- 自己負担限度額は所得区分によって異なります。詳しくは加入されている健康保険の窓口にお問い合わせください。
- ※食事療養費・室料差額・その他実費は別途徴収いたします。

申請方法

各市区町村の国民健康保険窓口・全国健康保険協会支部・健康保険組合にて、用意されている申請用紙に必要事項を記入し、申請手続きを行ってください。「限度額適用認定証」が発行されます。

※当院で申請(代行申請を含む)を行うことはできません。



※申請については各保険者にお問い合わせ下さい。

- 限度額適用認定証は原則、事前申請となりますので、入院時に限度額適用認定証をご提示ください。
- 申請した月の1日から有効となりますのでご注意ください。
- 限度額適用認定証が発行されましたら、1階 病室 保険証確認窓口へ必ずご提示ください。

⑮文言追加

① マイナ保険証をご利用いただけます

- マイナンバーカードで保険登録または、オンライン資格確認をご利用いただくと、限度額認定証が無くても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。ご利用の際は1階3番保険証確認窓口へお声がけください。

⑯表削除→文言追加

申請については各保険者にお問い合わせください。

14ページ

患者さん・ご家族のための総合的な相談窓口です。
治療・療養に関わる様々な不安や心配ごと等をお伺いし、安心して過ごしていただけるようサポートします。相談内容に応じて、看護師・医療ソーシャルワーカー・事務担当者などがご相談をお受けします。どうぞお気軽にご相談ください。

経済的・社会生活に
関すること

地域の医療連携に
関すること

介護に
関すること

がん・緩和ケア
に
関すること



Q & A

⑰文言追加↓

医療安全に
関すること

15ページ



⑱☎マーク削除

⑲☎マーク削除

②① 文言追加
(7~9F)

②① ☎マーク削除

②② ☎マーク削除

6~9F

5F

3F

西病棟

東病棟

西病棟

東病棟

集中治療センター

手術センター

救命病棟・救命ICU

麻酔科

人工透析センター

エスカレーター

エレベーター

トイレ

車椅子対応トイレ

非常口

公衆電話

非常時に備えあらかじめ避難口をご確認ください。また、非常時には病院スタッフの指示に従ってください。

スタッフステーション

デイルーム

洗濯室

両替機 (6Fのみ)

テレビカード購入機

自動販売機

屋上庭園

集中治療センター

手術センター

救命病棟・救命ICU

麻酔科

人工透析センター

テレビカード購入機

自動販売機

②④ 文言変更
保証上限額 (極度額)

連帯保証人は、患者が負担する入院料・その他費用について、保証上限額の範囲内で保証する。

連帯保証人1

フリガナ

氏 名

住 所

自宅電話

保証上限額

30万円

②③ 文言変更
連帯保証人は、この度の入院申込に係る患者に対する診療により生じる債務の元本、違約金、損害賠償その他の債務に従たるすべての債務について、「保証上限額 (極度額)」欄記載の金額を限度として、患者又は申込者と連帯して保証します。

連帯保証人2

フリガナ

氏 名

住 所

自宅電話

携帯電話

保証上限額

30万円

[注意] 患者氏名・申込者氏名・連帯保証人氏名欄については自署又は記名・押印をお願いいたします。

※ 予定入院の方は、入院当日に 1 階 7 番 当日入院受付へご提出ください。
緊急入院の方は、入院後 3 日以内に 1 階 7 番 当日入院受付または病棟スタッフへご提出ください。

請 書

物 品 名	堺市立総合医療センター 入院のご案内
仕 様 等	仕様書のとおり
納 品 場 所	堺市立総合医療センター
納 品 期 限	令和 7 年 9 月 1 0 日
契 約 金 額	金 〇〇〇,〇〇〇 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 〇〇〇,〇〇〇 円)
支 払 条 件	納品後一括払 (月末締、翌月末日支払)
契約保証金	免除

上記物品の納品に係る契約に関し、別紙仕様書その他の指示に基づいて履行いたします。
つきましては、特約条項、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）、地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程（平成24年）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他関係法令を遵守し、この契約に従事する者の使用者として、責任をもって労務管理を行うとともに、契約を誠実に履行いたします。

なお、この契約の履行に関して生じた損害又は第三者に及ぼした損害を負担いたします。
また、この契約に関して不正若しくは不当な行為があったときは、契約を解除されても何ら異議ありません。

令和 7 年 月 日

地方独立行政法人堺市立病院機構
理事長 木村 正 様

受注者 住 所
名 称
代表者

特約条項

以下の特約事項を了承し、当該契約をお願いします。

(権利義務の譲渡等)

第1条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「発注者」という。）の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者のこの契約から生じる債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、この契約から生じる債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(委任等の禁止)

第2条 受注者は、この契約の履行について、当該契約の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「委任等」という。）をしてはならない。ただし、相当の理由があるときは、この限りでない。

2 受注者が前項ただし書の規定により委任等をするときは、次のとおりとする。

(1) 受注者は、堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」という。）を委任又は請負の相手方（以下「委任先」という。）としてはならない。

(2) 受注者は、委任先の行為の全てについて責任を負うものとする。

3 発注者は、受注者又は委任先が原材料等の購入その他の契約をしたときの相手方（以下「委任先等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するときは、受注者に対して、当該委任先等との契約の解除を求めることができる。この場合において、当該契約が解除された場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

(不当介入に対する措置)

第3条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

2 受注者は、委任先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、当該委任先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

3 発注者は、受注者が発注者に対し、前2項に規定する報告をしなかったときは、暴排条例に基づく公表を行うことができる。

4 発注者は、受注者又は委任先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が第1項の規定による報告及び届出又は第2項の規定による報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて納品期限の変更等の措置をとるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第4条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第1条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なくこの契約を履行しないとき、又は納品期限内に履行の見込みがないとき。

(3) この契約の履行に当たり発注者の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。

(4) 受注者として必要な資格が欠けたとき。

(5) 契約履行上の過失又は不手際が度重なったとき。

(6) 引き渡された頭書の物品（以下「契約物品」という。）に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があり、発注者が受注者に対して履行の追完を請求した場合において、正当な理由なく、履行の追完がなされないとき。

(7) 第2条第3項の規定により、発注者から委任先等との契約の解除を求められた場合において、これに従わなかったとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第5条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第1条第1項の規定に違反してこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(2) 第1条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

(3) この契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。

(4) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 第3号から第6号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団員又は暴力団密接関係者が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(9) 受注者が、発注者の契約違反によらない理由でこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

(11) 契約履行上の重過失があったとき。

(12) この契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第6条 第4条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

(1) 納品期限内に履行を完了することができないとき。

(2) 納品された契約物品に契約不適合があるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないととき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額（単価契約の場合にあっては、契約単価に予定数量を乗じて得た額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第4条又は第5条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第2項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。